

空き家バンク物件登録申込書

養父市長 様

住所
氏名

養父市空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱に定める制度の趣旨などを理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり空き家バンクへ登録を申し込みます。

記

- 1 登録のための空き家調査及び問い合わせには、誠意をもって協力します。
- 2 契約交渉については、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会但馬支部（以下「宅建協会但馬支部」という。）に仲介を依頼します。併せて、宅建協会但馬支部へ情報の提供を承諾します。
- 3 登録内容は、別紙「空き家バンク物件登録カード（様式第 2 号）」記載のとおりです。
- 4 市が、空き家バンク登録に当たり、住民基本台帳、課税台帳及び登記情報等を閲覧し、又は写しを取得、保有することを承諾します。
- 5 物件の所有者等が、養父市暴力団排除条例（平成 25 年養父市条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者、又は暴力団等反社会勢力に寄与するために利用する者でないことを誓約します。
- 6 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、物件登録者、利用登録者、宅地建物取引業者間で解決に当たります。

<注意事項>

- 1 市は、空き家バンク制度において、情報の提供や必要に応じての連絡調整は行いますが、空き家物件登録者と利用登録者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は関与しません。
- 2 仲介行為に係る業務については、一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会但馬支部に所属する会員に依頼します。なお、同協会但馬支部に所属する会員が仲介した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となります。
- 3 養父市個人情報保護条例（平成 17 年養父市条例第 9 号）の規定に基づき、申し込みされた個人情報は、本事業の目的外の用途に利用しません。